# 環境委員会資料

１　平成２９年第４回定例会提出予定議案の説明

（5）議案第１５０号　公有水面埋立てについて

資　　料　公有水面埋立てについて

港　　湾　　局

（平成２９年１１月２２日）

# 公有水面埋立てについて

資料

## 1　埋立ての概要

### （1） 埋立てに至る背景

東扇島堀込部は平成１２年３月の川崎港港湾計画において、建設発生土の海面処分場として位置づけていたが、コンテナ貨物や完成自動車の増加に対応するため、平成２６年１１月に川崎港港湾計画を改訂し、建設発生土を有効活用した埋立てによる土地造成を行うこととした。

### （2） 埋立ての必要性

現在、東扇島内の土地が逼迫しており、コンテナ関連用地の不足、自動車ストックヤードの不足、倉庫建て替えのための代替用地の確保などのため、早急に土地を造成し、ふ頭用地や港湾関連用地として活用する必要がある。

### （3） 事業スケジュール

☆取得　★竣功

| 項目＼年度 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 埋立免許 | ☆ | | | | | | | ★ |
| 護岸築造 | | | | | | | | |
| 埋立管理等 | | | | | | | | |

### （4） 埋立てに関する工事に要する費用

１９，９８４，３３０　千円

費用の明細

| 科　目 | 計（千円） |
|---|---|
| 護岸築造費 | １２，８８３，３１０ |
| 埋立管理費 | ７，００１，５９０ |
| 事務費 | ９９，４３０ |
| 総計 | １９，９８４，３３０ |

※上記費用は、埋立免許願書の作成時に積算したものである。

### （5） 資金調達方法

中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土を埋立用材として受入れ、受入れに必要となる上記費用については、東海旅客鉄道株式会社の負担とする。（埋立免許取得後に基本協定を締結予定）

埋立土量：約１４０万ｍ３

＜土地利用計画＞

（ha）

| 用　途 | 利用計画 | 全体面積 | 埋立区域 | 埋立区域外 |
|---|---|---|---|---|
| ふ頭用地 | 空コンテナヤード | 5.3 | 3.4 | 1.9 |
| 保管施設用地※ | モータープール・倉庫用地等 | 15.3 | 9.8 | 5.5 |
| 合　計 | | 20.6 | 13.2 | 7.4 |

※当該港の港湾計画では、港湾関連用地として位置付けられている。

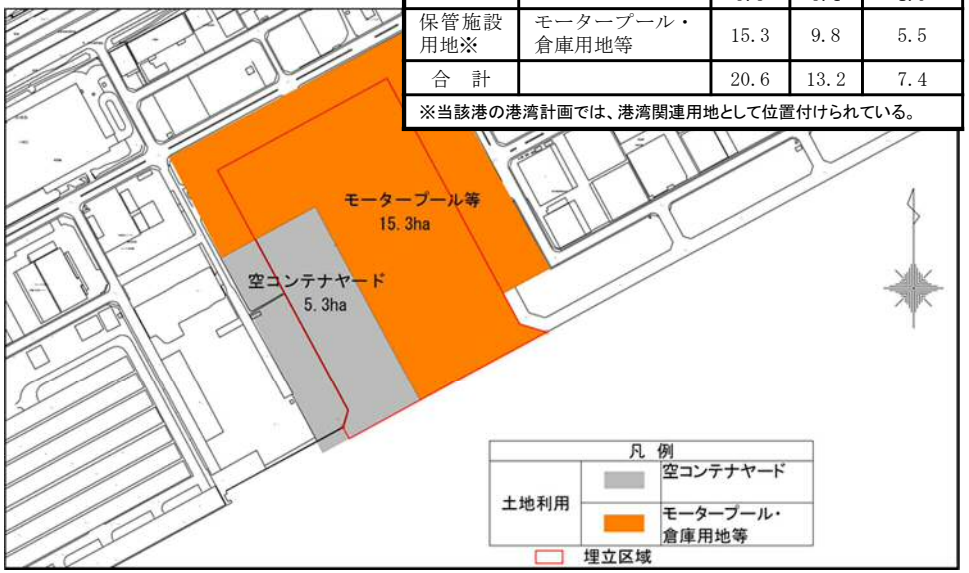


＜航空写真＞

凡例　埋立区域　埋立てに関する工事の施行区域

# 公有水面埋立てについて

## ２　埋立ての手続き

### （1）根拠法令

**ア　公有水面埋立法【抜粋】**

（書面等の縦覧及び意見の聴取）

第３条　都道府県知事は、埋立の免許の出願があった時は遅滞なくその事件の要領を告示するとともに、前条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書をその告示の日より起算して三週間公衆の縦覧に供し、かつ期限を定めて地元市町村長の意見を徴すること。但し、その出願が却下させるべきものである時は、この限りではない。

４　市町村長は、第一項の規定により意見を述べようとする時は、議会の議決を経ることを要す。

※上記条文は、本来「文語体」ですが、読み易くするため「口語体」に訳した。

**イ　港湾法【抜粋】**

第５８条

２　公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあっては、当該都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。
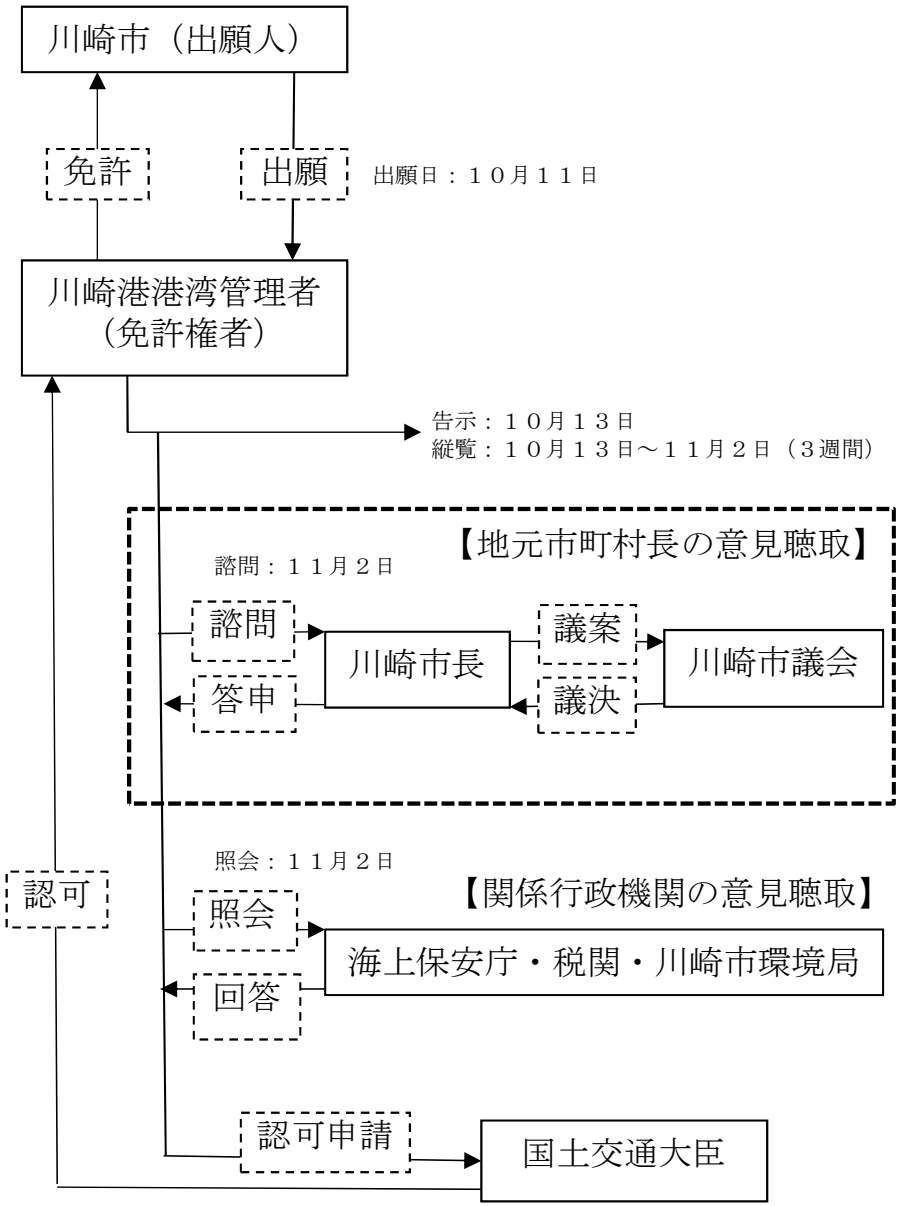
### （2）手続きの流れ